

第68号議案

兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部を次のとおり変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月1日提出

加東市長 安田正義

兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部を変更する規約

兵庫県市町交通災害共済組合規約（昭和43年兵庫県指令地第1419号許可）の一部を次のように変更する。

第13条の次に次の1条を加える。

（解散した場合の事務の承継及び決算審査）

第14条 組合が解散した場合においては、佐用町がその事務を承継する。

2 前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、佐用町の監査委員が審査を行い、その意見を付けて佐用町の議会の認定に付すものとする。

附 則

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

第68号議案 要旨

兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更（要旨）

1 協議理由

令和4年3月31日をもって兵庫県市町交通災害共済組合を解散することに伴い、規約の一部を変更することを組合を組織する地方公共団体と協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

2 協議内容

兵庫県市町交通災害共済組合が解散した場合における事務の承継及び決算審査について定めること。

3 施行期日 兵庫県知事の許可のあった日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(経費の支弁方法) 第13条 (略)</p>	<p>(経費の支弁方法) 第13条 (略) <u>(解散した場合の事務の承継及び決算審査)</u> 第14条 <u>組合が解散した場合には、佐用町がその事務を承継する。</u> 2 <u>前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、佐用町の監査委員が審査を行い、その意見を付けて佐用町の議会の認定に付すものとする。</u></p>